

議案第151号

災害備蓄用飲料水の取得について

南海トラフ巨大地震の想定避難所生活者に支給する災害備蓄用飲料水を確保するため、次の災害備蓄用飲料水を購入する。

- |   |        |                                   |          |            |
|---|--------|-----------------------------------|----------|------------|
| 1 | 物      | 件                                 | 災害備蓄用飲料水 | 1,132,272本 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号<br>株式会社 近鉄百貨店 |          |            |
| 3 | 契約金額   | 44,365,134円                       |          |            |
| 4 | 納入期限   | 平成30年3月23日                        |          |            |

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉村 洋文

説明

災害備蓄用飲料水を購入するため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。